

未成年者の入管収容についての抗議声明

法務大臣 殿

出入国在留管理庁長官 殿

大阪出入国在留管理局長 殿

2025年7月25日

NPO法人RAFIQ(難民との共生ネットワーク)

庇護希望者である[]国籍の[]歳の未成年者が、父親とともに、2025年[]、関西空港にて日本に上陸し、同月[]日に一時庇護不許可となり、大阪出入国在留管理局収容場（以下「大阪入管」という）に移送され、現在まで大阪入管に収容されている。過去においては未成年者の収容は多く実施されていたが、当法人をはじめとする国内のNGOや国際機関等から、人権上の観点から抗議の声が上がりに続けるなどの経緯を経て、遅くとも2016年以降、18歳未満の未成年者は収容されてこなかった。したがって、時代を逆行するような今回の収容について、当法人は驚きを禁じ得ず、重大な遺憾の意を表明する。未成年者の入管収容は、以下の理由により断じて許されない。

当法人は貴殿らに対し、当該未成年者及びその監護者たる父親を即刻解放することを強く求める。

1 入国管理局（現出入国在留管理庁）による2007（平成19）年8月7日付事務連絡において、入管法違反外国人の事件処理について、「未成年者」及び「幼児・児童を監護養育している者」は、在宅措置の上、違反調査を勧め、審判担当部門と連携して引渡日に仮放免をする等により、実質的な収容を行わないなど柔軟かつ慎重に対応する必要があると述べられている。本件の収容は、上記通達違反である。

2 子どもの権利条約第3条は、子どもに関するすべての措置をとるに当たっては、行政当局等は、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする規定している。また、同条約第22条第1項は、締約国に対し、難民の地位を求めている子どもに対する適当な保護及び人道的援助を義務付けている。さらに、同条約第37条は、いかなる子どもも、拷問や他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いを受けないことと規定している。本件の収容は、上記規定に違反している。

3 国連子どもの権利委員会が2019年2月に採択した「日本の第四回・第五回統合定期報告書に関する総括所見」では、パラグラフ42において、入国管理行政に関し、（1）子どもに関連するすべての決定において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されるべき、（2）庇護希望者である親が収容されて子供から分離されることを防止し、（3）庇護希望者または移住者であって保護者のいない子ども又は養育者から分離された子どもの収容を防止し、このようなすべての子どもが収容施設から直ちに放免されることを確保するべきとの勧告がなされている。本件の収容は、上記勧告違反である。

4 政府は、上記3の勧告を示して今後の法改正等の政府の見解を質問した、2019（平成31）年4月9日付の糸数慶子参議院議員の質問主意書に対して、同月19日の回答書で「出入国在留管理庁においては、退去強制手続に際し、原則として、児童は収容しないこととしているのみならず、その児童の監護に必要な親がいる場合にはその親も収容することなく手続きを行っている」と回答している。実際、上記で述べた通り、遅くとも2016年以降、18歳未満の未成年者は収容されてこなかった。本件の収容は、政府の方針及び慣例にも違反している。

以上